インド新会社法(アップデート)

2013年8月21日 バンガロール日本商工会 税務労務委員会

西村あさひ法律事務所 弁護士 鈴木多恵子

t2_suzuki@jurists.co.jp





自己紹介

- 2006年 弁護士登録・西村あさひ法律事務所入所
- 日本法資格弁護士
- インド出向駐在
 - 2012年5月~ ニシス・デサイ・アソシエイツ(法律 事務所)のムンバイオフィス出向
 - 2012年11月~ 同バンガロールオフィス出向

詳細はHPをご参照 http://www.jurists.co.jp/ja/attorney/0254.html



目次

- 会社法改正の背景
- 新会社法の重要ポイント
 - ① 取締役会の構成
 - ② 株主総会・取締役会の実施
 - ③ 一人会社(One Person Company)の設立
 - ④ CSR(企業の社会的責任)の義務化



会社法改正の背景

- 会社法改正の理由
- ① コーポレート・ガバナンスの強化 国内IT大手 サティヤムによる粉飾決算事件(2009年)
- ② 規定の近代化の必要 現会社法は1956年成立のもの(約60年が経過)
- これまでの経過

2009年から数回国会に上程されるも廃案に

2012年12月18日下院議会(ロク・サバ)を通過、同年8月8日上院議会(ラジャ・サバ)通過。現在大統領の承認待ち

施行日未定(規定別の施行日を想定)

施行規則未公表



新会社法のポイント① 取締役会の構成

非公開会社においても、インド居住者(前年に182日 以上滞在)である取締役を最低1名置くこと

- 上場会社において、全取締役のうちの3分の1以上 を独立取締役(定義別紙参照)とすること
- 特定の会社(施行規則が規定。おそらく上場企業と 一定の規模の公開会社と予想される。)においては 、女性の取締役を1名以上選任すること



新会社法ポイント②株主総会・取締役会の実施

ビデオ会議

2011年に出されたインド企業省通達に基づく運用⇒会社法において規定

• 株主総会

電磁的方法による招集通知の発送 別途政令で定められる場合においては、電子的方法による投票も可能

取締役会

電磁的方法による招集通知の発送 ビデオ会議により参加した取締役も出席者として定足数にカウントされる



新会社法のポイント③

一人会社(One Person Company)の設立

 現行法:非公開会社であっても最低2人の株主が必要 改正法案:株主が一人である一人会社を認める ただし、法人がその株主になれるかについて議論あり

通常の非公開会社よりも簡易で緩やかな会社運営

- 定時株主総会の開催不要
- 株主総会の招集手続等簡略化
- 取締役1名可 など



新会社法のポイント④ CSR(企業の社会的責任の義務化)

- 一事業年度内において、以下に該当する会社に適用あり
 - 純資産が50億インドルピー以上
 - 売上高が100億インドルピー以上、若しくは
 - 純利益が5000万インドルピー以上

取締役会に、取締役3名以上、うち最低1名は独立取締役から構成されるCSR委員会を設置

過去3年間の事業年度の平均純利益の最低2%を、CSR委員会が作成したCSR Policyに則って拠出



ご清聴ありがとうございました。

(ご参考)インド法務に関する情報のご案内

• アジアニュースレターへの登録

http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter_13683.html